

権利擁護センター「めぐろ」

【相談事業】

◆一般相談

センターの職員が成年後見制度の概要、高齢者・障害者の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の困りごとなどを中心とした相談をお受けします。

対 象 原則として目黒区民(本人、親族、関係機関職員、介護保険事業者等)

費 用 無料

相 談 受 付 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

◆専門相談

弁護士・司法書士が成年後見制度の利用や遺言・相続・財産管理などの専門的な相談をお受けします。

対 象 原則として目黒区民(本人、親族、関係機関職員、介護保険事業者等)

費 用 無料

相 談 受 付 毎週金曜日(第5金曜日は除く)
午後1時30分～午後4時30分 ※予約制です。
相談時間は原則としてお一人1時間以内です。

◆苦情相談

区や民間事業者が行う保健福祉サービスに対して、苦情や不満などを直接言いにくい場合に、皆様に代わり「保健福祉サービス苦情調整委員」が公正中立な立場で対応します。詳しくは直接センターへお問い合わせください。

費 用 無料

【成年後見制度の利用支援事業】

◆成年後見制度とは？

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」があります。

「法定後見」は、既に判断能力が不十分なかたの身上保護や財産管理を行う制度です。また、「任意後見」は将来判断能力が低下した時に備えておくための制度です。認知症や知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分ではないかたがたが、各種契約や手続きを行うときに、不利な契約などを結ばないよう法的に支援し、自己決定を尊重しつつ、権利や財産を守ることを目的としています。

◆権利擁護センターで実施する事業

目黒区民を対象に次の事業を実施しています。

1 成年後見制度利用に関する相談

申立て前から後見人等が就いた後も、制度等の説明・各種相談等をセンター職員が受け、必要に応じ、弁護士・司法書士による専門相談につなげます。申立書類も用意しています。

2 後見人等候補者の紹介

専門家による後見人等をご希望のかたに、センターの「成年後見人等受任候補者登録名簿」に登録している弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家を紹介します。

3 後見人等へのサポート

親族後見人になられたかたに登録いただき、制度に関する情報提供や個別相談をお受けします。親族後見人交流会等も実施しています。専門家で構成する「めぐろ成年後見ネットワーク」がバックアップをしています。

4 法人後見の受任

親族や専門家に後見人等を依頼することが困難なかたに、目黒区社会福祉協議会が法定後見の後見人等候補者を受任しています。

5 成年後見制度利用に関する申立費用の助成

家庭裁判所に成年後見制度の利用開始の申立てをする申立人が、住民税非課税などで申立費用を負担することが困難であると認められる場合は、申立費用の助成が受けられます。申立て前にご相談ください。

6 成年後見人等への報酬助成

後見人等への報酬は、家庭裁判所が業務内容や被後見人の資力に応じて決定し、被後見人が支払います。報酬助成を行わなければ、成年後見人等を付することができないなどの事情がある場合、報酬を助成する制度を利用することができます。後見人が報酬付与の審判決定送達を受けた日から60日以内に申請が必要です。

7 成年後見制度に関する講演会等の実施

8 市民後見人養成講習の実施

【日常生活自立支援事業・身体障害者等福祉サービス利用援助事業】

認知症高齢者や、加齢、疾病、障害などにより支援が必要なかたと契約を結んで次のサービスを実施します（契約のできる能力が必要です）。

サービスの種類	サービスの内容	費用
福祉サービスの利用援助（基本サービス）	・福祉サービスの利用・解約、利用料の支払手続き ・書類の整理等	基本料金：1回1時間まで1,500円 延長料金：以降30分ごとに600円 加算
日常的な金銭管理サービス（オプション）	・日常生活に必要な預金の払戻し、預け入れ ・公共料金、医療費、家賃の支払い等 ・年金および福祉手当の受領に必要な手続き	※ただし、通帳等を預かる場合は、1回1,500円を加算
書類等の預かりサービス（オプション）	通帳、年金証書、権利証などの大切な書類の保管 *金融機関の貸金庫に保管します *書類等の預かりサービスのみの利用不可	1か月1,000円

*このほか支援にかかった交通費や振込手数料等の実費を利用者にご負担いただきます。

*オプションのみのご利用はできません。

問い合わせ

目黒区社会福祉協議会 権利擁護センター「めぐろ」 ☎ 5768-3963～4
上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎 1階 FAX 5768-3965
開設時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

生活福祉資金の貸付

【福祉資金】

次の資金の貸付を行います。

- ・病気等の治療経費、介護保険法、障害者自立支援法対象のサービスの利用者負担経費およびその対象期間の生活費
- ・福祉用具等の購入、給排水設備等設置経費、住居の移転等経費、住宅の増築・改築・補修等の経費等

対 象

- ・日常生活を過ごす上で療養または介護が必要な65歳以上の高齢のかたがいる世帯で、収入基準を超えない世帯。
- ・収入基準の詳細および貸付条件についてはお問い合わせください。

そ の 他

- ・貸付には限度額があります。
- ・連帯保証人がいる場合は無利子、いない場合は年1.5%の貸付利子がかかります。
- ・利用する場合には民生児童委員による面接が必要になります。

【不動産担保型生活資金】

居住用不動産(マンションを除く)を担保として、生活資金の貸付をします。

対 象

- ・自己所有により一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯。

そ の 他

- ・貸付には限度額があります。
- ・連帯保証人が必要です。

問い合わせ

目黒区社会福祉協議会 総務課 事業係
上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎 別館3階

☎ 3711-4995
FAX 3719-8715

